

## 小牧市ホームページ広告掲載要領

〔平成20年10月28日〕  
〔20小企第547号〕

(趣旨)

第1条 この要領は、小牧市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）に広告を掲載する手続き等に関し小牧市広告掲載要綱（平成20年9月2日20小財第541号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、広告とは、市ホームページに文字又は画像として表示される情報で、広告掲載の承諾を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクするものをいう。

(広告の位置及び枠数)

第3条 広告を掲載する位置は市ホームページのトップページ内の市長が指定する位置とする。

(広告の規格)

第4条 広告の1枠のサイズその他の規格は、次のとおりとする。

(1) サイズ 縦45ピクセル 横175ピクセル

(2) 容量 7キロバイト以内

(3) 形式 GIF(アニメーション及び透過GIFを除く。)又はJPEG

2 広告の色調等は次のとおりとする。

(1) 文字色と背景色のコントラストは十分にとったものでなければならない。

(2) 広告の背景として模様のある画像、写真等を使用する場合は、背景の前面の文字等の周りを、縁取り等により読みやすくするよう配慮したものでなければならない。

(3) 文字、画像等の解像度については、適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしたものでなければならない。

3 次の各号のいずれかの表現等を含む広告は、掲載しないものとする。

(1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」、「×」等のボタン

(2) アラートマーク

(3) ラジオボタン

- (4) テキストボックス
  - (5) プルダウンメニュー
  - (6) 一の画像を複数の画像に分割したもの
  - (7) 市ホームページのコンテンツの一部と混同するおそれのある表現
  - (8) 小牧市の事業であると錯誤するおそれのある表現
- (広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、市長が指定する期間内で1月単位とし、複数月掲載する場合は、連続した月でなければならないものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 広告の掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。
- (広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、1枠当たり月額10,290円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）とする。

- 2 広告主は、前項の広告掲載料を市長が指定する期日までに納付しなければならない。
- (広告の募集)

第7条 広告の募集は、市ホームページ、広報こまき等を活用して行うものとする。

- 2 前項の募集は広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに行うことができるものとする。
- (広告掲載の申込み)

第8条 前条第1項の募集に申込みをしようとする者（以下「広告掲載申込者」という。）は、小牧市ホームページ広告掲載申込書（様式第1。以下「申込書」という。）に別に定める書類を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前条第2項の広告の枠に空きが生じたときに行う募集の申込みについては、先着順に受け付けるものとする。
- 3 市町村税を完納していない者は、第1項の申込みはできないものとする。
- 4 市長は、第1項の別に定める書類のほか、広告掲載申込者に対し広告掲載の審査に必要な書類の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定等)

第9条 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、その内容について

広告掲載の要件の適合に関し審査を行い、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の審査により適合と認められた前条第1項の申込みの件数が広告の募集枠数を超えるときは、次の順位により決定するものとする。

- (1) 希望する掲載月数の多いもの
- (2) 市内に事業所等を有するもの
- (3) 申込みの順番が早いもの

3 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果等について小牧市ホームページ広告掲載審査結果通知書（様式第2）により広告掲載申込者に通知するものとする。

（広告原稿の作成等）

第10条 広告原稿は、広告主の責任及び負担において作成するものとする。

（広告内容等の変更）

第11条 広告主は、次の各号のいずれかに該当する場合は、小牧市ホームページ広告掲載申込内容変更届（様式第3）を市長に提出しなければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) リンク先ホームページのアドレスを変更するとき。
- (3) 申込書又はその添付書類の記載内容に変更があるとき。

（広告掲載の決定の取消し）

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主が、指定された期日までに広告掲載料を納付しないとき。
- (2) 広告が要綱第3条及び第4条の規定に反すると市長が認めるとき。
- (3) その他市ホームページへの広告掲載が適切でないとき市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、小牧市ホームページ広告掲載取消通知書（様式第4）により、その広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第13条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし次の各号に掲げる場合においては、当該各号に掲げる額を還付する。

(1) 広告の掲載開始前において、広告主の責めに帰することのできない事由により広告が掲載できなかった場合 既納の広告掲載料全額

(2) 広告の掲載期間中において、広告主の責めに帰することのできない事由(次条第1項各号に掲げる事由を除く。)により、広告が掲載できなかった場合 広告が掲載できなかった日数に1日当たり300円(24時間を1日として、1日に満たない時間は切り捨てる。)を乗じて得た額

2 前項第2号の還付は、広告の掲載期間の1月単位ごとに行うものとする。

3 第1項ただし書の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さないものとする。

(免責)

第15条 前条の規定にかかわらず、広告主の責めに帰することのできない事由のうち、次に掲げる事由により、市ホームページへの広告掲載ができなかったときは、市は、その責めを負わない。

(1) 天災、停電、通信回線の事故その他市の責めに帰することのできない非常事態の発生

(2) サーバ等の機器の保守又は工事

(3) 市ホームページへの広告掲載のための一定時間(広告掲載の開始日又は変更日の午前0時から正午までの間に限る。)の調整

(4) 前3号に掲げる事由によるもののほか、市ホームページの運営の1月当たり合計24時間を超えない時間の停止

2 市ホームページへの広告掲載に関して、市が広告主に対して損害賠償責任を負った場合は、その損害賠償額は、広告掲載料を超えない額とする。

(広告主の責任等)

第16条 広告主は、要綱第10条に規定する責任を負うほか、広告主が指定するリンクされたホームページの内容に関するすべての責任を負う

ものとする。

2 広告主は、広告掲載の権利を第三者に譲渡してはならない。

(協議)

第17条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市長及び広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(雑則)

第18条 この要領に定めるもののほか、市ホームページに広告を掲載する手続き等に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年10月14日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年6月20日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

2 改正後の小牧市ホームページ広告掲載要領の規定は、平成26年4月1日以後に納付される広告掲載料から適用し、同日前に納付される広告掲載料については、なお従前の例による。